

## 女性活躍推進法にもとづく「一般事業主行動計画」の策定について

株式会社七十七銀行（代表取締役頭取 小林 英文）は、多様なバックグラウンドを持つ役職員全員がいきいきと仕事に取り組むとともに、一人ひとりの能力を最大限に発揮できる職場環境の整備を行う観点から、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」）にもとづき、新たに「一般事業主行動計画」（以下「行動計画」）を策定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当行グループは、今後もDE&I推進への取組みを通じ、多様な業務経験・スキル・キャリア等を尊重するとともに、個性と能力を発揮できる職場環境の実現に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 計画期間

2026年4月1日～2031年3月31日

※ 前回計画期間：2021年4月1日～2036年3月31日（今次4回目の策定となります。）

#### 2. 目 標

- (1) 管理職に占める女性の割合を30%以上にする
- (2) 女性行員に占める法人渉外・融資プロパー・本部企画業務担当の比率を50%以上にする
- (3) 男性の育児休業取得率100%維持

#### 3. 行動計画の具体的な内容

別紙のとおり

#### 4. 女性の活躍に関する項目の公表

女性活躍推進法にもとづく当行の女性の活躍に関する情報については、厚生労働省が運営するウェブサイト「女性の活躍・両立支援総合サイト」に掲載しております。

なお、当行では2016年6月に、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況等が優良な企業として、厚生労働省より「えるぼし」認定（3段階目）を受けております。



【認定マーク（えるぼし3段階目）】

以 上

#### （関連するSDGs）



#### SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月に、国連に加盟する全ての国が全会一致で採択した国際目標であり、17のゴールと、169のターゲットから構成されています。

七十七グループは2020年7月に「七十七グループのSDGs宣言～もっと、ずっと、地域と共に。～」を表明し、SDGsに対する取組みを更に強化するため、2021年10月より「SDGs実践計画」を策定しております。



(別 紙)

## 株式会社七十七銀行 行動計画（第4回）

多様なバックグラウンドを持つ役職員全員がいきいきと仕事に取り組むとともに、一人ひとりの能力を最大限に発揮できる職場環境の整備を行う観点から、次のとおり行動計画を策定します。

1. 計画期間 2026年4月1日～2031年3月31日

2. 数値目標

- (1) 管理職に占める女性の割合を 30%以上にする
- (2) 女性行員に占める法人渉外・融資プロパー・本部企画業務担当の比率を 50%以上にする
- (3) 男性の育児休業取得率 100%維持

3. 取組内容（実施時期 2026年4月1日～）

- (1) マネジメント職層を見据えた重層的かつ多面的な育成カリキュラムや行内外のネットワーク構築
- (2) 渉外人員の育成に向けた研修体系の整備および専門性の向上に向けた研修・外部派遣の実施
- (3) ライフスタイルの多様化を踏まえた一人ひとりのワークライフバランス実現に向けた支援の実施

以 上